

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(市長公室分)(令和6年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	広報課	228-7402	広報さかい点字版作成業務	特定非営利活動法人点 字民報社	-	R6.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	単価契約 広報さかい原版代 2,800円/枚他
2	広報課	228-7402	広報さかい声のデジ版作成 業務	特定非営利活動法人 堺 市視覚障害者福祉協会	-	R6.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	契約単価 2,343円/組
3	広報課	228-7402	CMS運用保守業務	株式会社日立社会情報 サービス 公共営業第2部	11,723,228	R6.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
4	市政情報 課	228-7475	「市民の声」共有システム保守運 用業務	株式会社ワイイーシーソ リューションズ	1,320,000	R6.4.1	「市民の声」共有システム(以下「本システム」という。)は、市民等から寄せられる意見等について、 庁内ネットワークを利用してシステムに入力し、所管部署へ伝達するなど、意見等をデータベース管理するものである。 本業務は本システムの正常稼働を目的としたOS等のパッチ適用、人事異動等に伴う各種権限の設定変更のサポート、操作方法等の問合せ対応のほか、障害対応といった保守運用業務である。 本システムの通常稼働を妨げることなく、本業務を適切に履行するためには、本システムのプログラムをすべて熟知し、システム構成や操作など、本システムに係る詳細な知識や技術を有していることが必要不可欠である。 仮に本システムにかかる詳細な知識等を有しない者が行った場合、適切なシステムの稼働ができないだけでなく、設定誤りや障害発生時に適切な対応ができないなど作業遅延等が生じることで、本システムの稼働に支障が生じ、他の部局や市民等に影響を及ぼすおそれがある。 以上のことから、当該知識等を有する者以外には本システムの保守運用の適切な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 なお、本システムの保守運用に必要な知識等を有する、本システムの開発業者であり、現行の保守業務受注者である日本電気株式会社が令和6年3月31日をもって、本システムの保守運用等の業務から撤退する旨の報告があった。 については、現在保守業務の再委託先であり、本業務の引継ぎ先である当該システムの知識を有する株式会社ワイイーシーソリューションズしか本業務を履行できない。 以上のことから、本業務を適切に履行できる者は、本システムに精通し、保守運用を適切に行い安定した稼働が確実に見込める業者である株式会社ワイイーシーソリューションズ以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
5	市政情報 課	228-7475	「市民の声」共有システム統合基 盤移行業務	株式会社ワイイーシーソ リューションズ	2,062,500	R6.4.1	「市民の声」共有システム(以下「本システム」という。)は、市民等から寄せられる意見等について、 庁内ネットワークを利用してシステムに入力し、所管部署へ伝達するなど、意見等をデータベース管理するものである。 本業務は、第三期統合基盤への移行にあたり、第三期統合基盤上に環境を構築し、第二期統合基盤上にある本システムのデータの抽出及び移行等を行い、併せてサーバOSのバージョンアップ及び、最新バージョンに対応するための再構築を行う業務である。本業務を適正に履行するためには、システム構成や操作など、本システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、適切な移行・再構築作業や稼働確認が行うことができないだけでなく、設定誤りや障害発生時に適切な対応ができないなど作業遅延等が生じることで、本システムの稼働に支障が生じ、担当部局から市民等への回答が遅延するなど、他の部局や市民等に影響を及ぼすおそれがある。 なお、本システムの移行・再構築に必要な知識等を有する、現行の保守業務受注者である日本電気株式会社が令和6年3月31日をもって、本システムの保守運用等の業務から撤退する旨の報告があった。 については、現在保守業務の再委託先であり、本システムの保守運用等の業務の引継ぎ先である、本システムに係る詳細な知識や技術を有する株式会社ワイイーシーソリューションズしか本業務を履行できない。 以上のことから、本業務を適切に履行できる者は、本システムに精通し、安定した稼働が確実に見込める業者である株式会社ワイイーシーソリューションズ以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	